

法令改正等について (平成24年4月1日施行)



① 短期看護休暇の付与日数増加の要件が変わりました

	改正前	改正後
付与日数増加の要件	小学校就学の始期に達する前までの子が2人以上いる	中学校就学の始期に達する前までの子が2人以上いる
付与日数	通常5日に加えて、上記要件を満たす場合はさらに 5日 付与する (合計10日) ※ただし、追加された5日は <u>該当の子ども</u> についてのみ取得可能	

⇒これにともない、休暇簿の改正が行われました。旧様式から新様式への移行は、旧様式の欄が埋まり次第となります。各校の事務職員にお尋ねください。

② 「準公金事務取扱基準」が策定されました

適正な会計処理を図るため、標準的な取扱基準が定められました。

準公金＝学校預かり金

児童生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が相当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長等が保護者から預かる経費

例) 学年費(積立金含む)、給食費、その他校長等が必要と認める経費

年度当初の予算編成も終わり、保護者に金額等が通知されています。学校預かり金は字のごとく、保護者からお預かりしているお金です。計画的な執行をしましょう。

支部内行事予定

5月

14～16日 修学旅行(籠上中)
21日 ¥給料日
22～24日 修学旅行(安倍川中)
24～26日 修学旅行(末広中)
26日 運動会(安西小・田町小・安倍口小)
28日～30日 修学旅行(美和中)
31日 ¥旅費支給日

6月

2日 運動会
(新通小・駒形小・井宮小・足久保小・番町小・井宮北小)
5～7日 野外活動(安倍川中①)
13～14日 野外活動(井宮北小④)
19～20日 野外活動(安西小④)
21日 ¥給料日
20～22日 野外活動(安倍口小④)
26～27日 野外活動(足久保小④)
29日 ¥旅費支給日・期末勤勉手当支給日

7月

7日 安倍川まつり(駒形小)
10～11日 野外活動(井宮小④)
11～12日 野外活動(田町小④)
12～13日 野外活動(番町小④)
12～14日 野外活動(安倍口小⑤)
16～18日 PTA通学合宿(駒形小)
17～19日 修学旅行(美和小)
20日 ¥給料日
28日 安倍川花火大会
31日 ¥旅費支給日

